

第一類 第二号

第一回國會
衆議院

治安及び地方制度委員會議録第四十三号

昭和二十二年十二月一日(月曜日)

午後三時六分開議

出席委員

委員長 坂東幸太郎君

理事 門司 亮君 理事 高岡 忠弘君

理事 中島 茂吉君 理事 松野 頼三君

理事 酒井 俊雄君

大石 シュン君 菊池 重作君

松澤 兼人君 大澤 嘉平治君

佐藤 通吉君 中垣 國男君

小暮 三郎君 大村 清一君

中島 守利君 石田 一松君

加藤 吉太夫君

出席政府委員

内務事務官 林 敬三君

内務事務官 久山 秀雄君

委員外の出席者

専門調査員 有松 昇君

本日の會議に付した事件

警察法案(内閣提出)(第九〇號)

○坂東委員長 これより治安及び地方制度常任委員會を開會いたします。

本日の議題は警察法案並びに地方自治法の一部を改正する法律案であります。速記を中止して。

(速記中止)

○坂東委員長 それでは速記を始めます。この前石田君の國會議員の資格問題についての答辯を保留された分について、もう一過石田君から……

○石田(一)委員 過日この委員會におきまして、本案の第五條の第二項の括弧内の、いわゆる公安委員になり得る者の制限と申しますか、これに關して

私は質問いたしました。この括弧内には(昭和二十年九月二日以後において公選され又は公選若しくは國會、その兩院若しくはその一院又は地方議會の選舉若しくは議決によつて選任された者を除く。)となつております。そこで私はこの前段の「公選され」といふ、この公選された者が除かれるものでありますから、昭和二十年九月二日以後に公選された國會議員は除かれるのであるから、國會法三十九條の規定によつて、議院の承認を得た國會議員は、國家公安委員になり得るかどうかという質問をしたのであります。それについて當局は、一應研究の後に答辯するといふ保留がございましたので、その點について改めて御答辯をお願いしたいと思います。

○久山政府委員 その點につきましては、ちよつと先回の委員會で石田さん御出席になつておりませんでしたので、法制局長から詳細に、法律の解釋上國會議員は職業的公務員という中にはないからであるが、新しい公務員法に基き國家公安委員會の委員を兼ねることはできないと法律的に答辯されました。速記録を止らぬいただきますと詳細に述べてあります。

○石田(一)委員 丁承しました。

○松野委員 この點前の質問と重複するかもしれませんが、辯護士は公安委員にならないといふ御答辯を、私は同僚議員から聞いたと思ひます。が、もう一度御答願います。

○久山政府委員 つまりこの公安委員

の性質が國家公務員であつて、しかもその勤務が完全に常勤といふことになりますれば、辯護士法の解釋からして、辯護士は當然兼ねることができません。そこでその公務員法による公務員ではあつても、その勤務の態様が常勤とか、そういうことに縛られなくて、事實上辯護士の仕事と兩立し得るといふふうな勤務の内容になれば、辯護士法の解釋からいふことも兼ねることができるよう、こゝういふことに法律の解釋はなるのであります。國家公安委員の方は、それが完全に常勤の形をとらなければならぬ、またとつていただきたいといふことになつておりますので、その方はこゝういふ點から申しますとむづかしいのではないかと、できないのではないかと、こゝろが都道府縣以下の公安委員の勤務につきましては、公務員法の規定に則つて、その精神に従つて、それ〴〵條例等でつくるのであります。が、それはこゝろ完全に常勤的な性格を必要としないのではないかと、むしろ常勤でなく、むしろ公安委員の用が足りるのではないかと、こゝろで、こゝろいうふうにならざるはつきり、法律の上にも修正したらどうかといふような御希望も出ておつたわけでありまして、こゝろいふことになりますれば辯護士法の解釋からいきまして、當然兼ねて差支えないといふことにならざるでありまして、國家公安委員の方は、それが完全なる一般公務員と同様常勤といふことになりますと性質上できない、こゝろいふことにならざるのであります。

○松野委員 そうすると、職業的辯護士でもなり得るといふ決定であります。か。現職にある辯護士が、何ら公安委員になつてはいけないといふ規則はない。今の御答辯をそう伺ひました。それは私は辯護士を例にとるといふのではないのですが、すべて忙しい人は自分の一身上の都合によつてできない。いわゆる常勤だからできないといふのを、辯護士という職業を特定して、辯護士はできないといふ解釋からいきまして、あえて私は質問申し上げたのであります。忙しいからできない、常勤だからできないといふので、別に辯護士だからできないといふことではなくて、ほかにも同様なものがあると思ひます。その點をもう一度明快に願ひます。

○久山政府委員 それは辯護士につきましては、辯護士法にこゝろいふ規定があるのをごいいます。こゝろいふ辯護士法の規定との關係においてそうなるのであります。一般にただ仕事をしておるといふ關係とは違ふのです。こゝろいふ法律の規定によつて他の公務員、たとえば選舉された議會の議員とか何とかはよいのですが、辯護士法二十六條に書いてあります。それ以外に公務員にならないといふ規定、こゝろいふフル・タイムの公務員を指すのであつて、公務員ではありませんけれども、常時常勤を建前としないような程度の場合には、解釋として差支えないといふ辯護士法の解釋からくるのであります。

○坂東委員長 警察法に關連した緊急質問があります。加藤吉太夫君。

○加藤(吉)委員 私は米穀供出について警察の不當な干渉に關する緊急な質問をいたしたいと思ひます。目下農村は供出米の最盛期でございます。農村の供出の實情を視察いたしてみますと、ただいまは過重な割當に大なる困難と混亂を來しておる實情でございます。その原因は、割當の基本であるところの耕地面積が、政府の推定してお定めた段別と、もう一つは、各縣から報告した實際の作付面積との食違ひをむりやりに押しつけておるのに原因いたしておるのでございます。第二の原因は、實收額の査定を過大に評價しておるためでありまして、この二つの原因によつて起る過重なる割當は、村長や實行組合長が、いかに骨折つて割當を公平にいたさんといたしておりまして、むづかしいのでございます。これがために一〇〇%完遂をさせるために、自家保有米を割つて供出せねばならぬ實情でございます。いわゆる赤字供出でございます。殊に單作地帯におきましては、平均一箇月半ないし二箇月の保有米を切つて、赤字供出をしておるといふ目下の現状でございます。この實情に對しまして地方警察は、ただいま總動員で、日々の出荷成績を聴取し、督勵にこゝろ寄せて重壓を加えておるのが、今日の農村の供出状況でございます。これが供出期限が

切迫するともに、警察の干渉が露骨となつて、農民を混乱に陥らしめ、紙一重の強権發動がいよいよ實施してゐる現状でございます。そこで私は警察局長さんにお尋ねをいたしたいのでございますが、それだけ強硬に干渉なさるならば、なぜに作付反別食の食糧いや、實收穫の査定の大減價、並びに地味の上田、下田の相違に基づくところの割當の過當をよくお調べにならずして、ただ一〇〇%完納せざる農民は一律に惡農なりとみなして、不當の強壓的干渉を加えておいてになるのか。私は警察なるものは米の供出に關しましては、ただ横流しを嚴重に取締られるべきであつて、なぜに警察權を行政面に關與させておいてになるのか、それを糾弾いたしたのでございます。

第二には、農民に許された保有米を優先確保をいたしてよろしいことは、農林省の訓示によるものからでございます。二十八日の本會議においても、農林次官の答辭に明らかでございます。しかるに地方におきましては、警察の供米に關する干渉は露骨をきわめておる實情で、はたして警察は保有米の確保を認めておいてになるのか、認めずに干渉をなされておるのか、これをお聴きいたしたいのでございます。

第三に、いよいよ惡農ということになつて、強権發動をされるにあたりまして、農家の家宅搜索をなして、みそ、醬油の原料である小豆や豆を保有米に換算する。また肥料にとつておくところの大豆を保有米に換算する。また家畜用の雜穀を換算する。特に私の遺憾に思ふのは、わずかにとつておくところのどんぐりや少量のもちまでも保有米に換算して、すこぶる過酷な冷やかな

摘發態度をとつておられることでございます。これは昨年の瀟然たる事實であります。まだ今年もこの冷やかな強権發動があるものと信じますが、こういうような大事な強権發動に對しまして、一定の法理的な許された範圍で、保有米としてこれを許す、これは許さぬという基準並びに順序というものがあつてしかるべきと私は思ふ。こういう基準並びに順序を地方警察に指示してあるのかないのか、これをお聴きいたしたいのであります。

第四に、地方警察が供米當局に成績を上げると、署長さんや駐在所員が一番先に、一〇〇%完納した農民が表彰されず、昨年の例を見ますと、十二月中警察署長並びに駐在所員が榮轉もしくは表彰を受けておる。泣いて赤字供出をした農民はあと廻しをして、獎勵をなさつた署長や駐在所員が表彰を受け、榮轉されるということは、すこぶる農民をばかにした態度で、農民が非常に反抗心をもつておるので、こういうことは斷然しないように指示していただきたい。そして供米が一段落をいたしますと手當と申しますか、慰勞の意味で食品並びに酒がたくさん警察に渡されておるのでございますが、こういう支出はどこから出されておるのか、お聴きしたい。

以上四つでございますが、要するに、かかる警察の態度はいくらに農民に反抗心を起し、思想惡化の要因となつて、零細農家をいよいよ増加せしむることに相なる重大な問題と私は考えるのでございます。これについて明確なる答辭と、またこれに對して緊急適當なる處置を講じていただきたい。これが私の緊急質問でございますして、なに

とぞ農民が騒がぬでいよいよ、今最盛期にあつて納得のいく警察の御方針を承りたいのでございます。

○久山政府委員 たいまお話になりました具體的な事例を、加藤さんの福井縣ではどういふふうによつておりますか、私よく承知しておらぬのでございますが、一般的に警察の供米に對する方針、行き方といたしましては、供米そのものに警察が干渉するということとは嚴に戒めておるのであります。警察の仕事はあくまでも横流し、やみ取引、あるいは食糧管理法違反の防止について、あるいは取締りに對してのみ活動するということでは明確に指示がいたしてあるものであります。食糧問題がわが國の一切の國民生活、經濟復興の基本でありますので、これに對しますやみ取引なり、横流しなり、その他食糧管理法違反については、警察は最も強固取締りに力を入れておりますけれども、今お話しになりましたように、供米それ自身に警察が干渉するということは警察の任務でありませぬし、そういうことは嚴に戒めておるところであります。いろいろお話しのありました點については、もう少し具體的にお答えいたしますと、私もよく調査をしてお答えいたしたいと思ひますが、一般的に方針としては、そういうふうによつておるのであります。

す。さらに保有米をどういふふうにするとか、あるいはそのあとの成績について酒とか何とかいふものをどういふふうによつておるとかいうことは、私よく存じておりませんので、お話によりましては調査いたしましてまたお答えしたいと思ひます。

○加藤(吉)委員 私はこのような具體的な質問はないと考へておるのですが、たとえば第三の質問の強権發動に干渉なさるのについて、農民がみそ、醬油の原料である豆、肥料に要する豆、それから木の上に吊つておく草團子、それから水につけておく少量の餅、こういうふうな程度は保有米に換算するのが無理だ、無理でないというの見解を、當局が地方警察に御指示になるのがもつともであると私は考へる。こういう大事なことに少しも研究されておらない。ただ無智な農民をかたてるといふような考へのように承るのには、すこぶる遺憾とするところでございます。そして警察が、第四の質問のようによつて、署長や駐在所員が供米の成績によつて表彰、榮轉さすということは絕對あつては相ならぬと思ふ。そういう點については適當の指示をなさるのが當局の責任ある態度だと私は考へておる。この具體的な質問に對して御答辭を願ひたいのであります。

○久山政府委員 保有米の點につきましては、農家が保有米と供出すべき分量を決定いたして出すのでありますから、おのずとそれらはきまつておるのであります。おそろく今お話のようなものば、保有すべきものとして別に正式に認めて、出せというふうな範圍にははいつておらぬものが多いと思ひます。草團子、みそ、醬油の原料等は、別に保有米として認める認めぬという範圍にはいつてこないかと思ひます。それから供米に關する警察の取締等が非常によくできたために、その警察官を榮轉させるといふことは、それは供米に限らずすべて成績のよい者はそれを榮轉させる、非常によく取締りを徹底して、立派な成績をあげた者を表彰

させるということは當然で、すべてよくやつた者は供米に限らず、絶えずそういう者を見ておるわけでありませう。よくやつた警察官はよくめづまれる、こういう基準でございまして、特に供米の問題その他に要領よく取締つた者を、それによつて認めることがよいとか悪いとか、そういうことを指示すべき性質のものではないのであります。すべてそれは一般的な警察に對する人の動かし方の基本的なものとして考へていくというよりはかかないと思ひます。

○坂東委員 加藤君よろしゅうございませう。――それでは警察法に關しては大體明日討論採決に入るのでありますから、今日はこの程度でやめておきます。

○大石(ヨ)委員 私ちよつと委員長にお尋ねいたしたのでございますが、先日私久山警察局長に希望を述べおきましたのですが、この市町村の公安委員はぜひとも公選にしたいとございました。もし公選が實施されることができなかつたら、これはぜひとも市町村民のリコール制を認めていただきたい。それから經濟警察を國一本にして、安本長官と經濟本部と提携して全國的に指令を發してほしい、これは私の希望でございますが、これは關係方面とどういふふうによつて御交渉くださいましたでしょうか。それを委員長にお尋ねいたします。

(速記中止)

○松野委員 私は本日この修正案の内容を承つたばかりで、まだこの内容を検討する暇もありませんので、明日の討論採決には、わが黨においては、あるいはまた修正意見もあると思ひます。

から、私はとても参加できないという
意思表示をしておきます。

○坂東委員長 二十八日に大體質疑は
終了しているはずで、この法律は
相當重要性があり、非常に急いでおり
ますから、できるだけ早くしてもら
いたいと思います。

○大石(三)委員 ちよつとお尋ねいた
しますが、公安委員を市町村長の推薦
によつて、そして市町村會がこれを
やることになることは、さつき申しま
した通り非常な弊害が伴いますから、
ぜひ公選にして欲しい。これについて
關係方面はどういうふうなお考えをも
つてゐるのですか。もう一つの意見
は、官僚の方が行つて關係方面に御交
渉くださるのと、われ／＼國會議員、
すなわち國民の代表者が行つて交渉す
るのと、向うの人々の氣持が非常に違
うと思うのです。われ／＼國會議員が
交渉するということになると、これは
國民の聲であります。だから私もい
りますから、ぜひ公安委員というもの
を公選にしたい。眞に國民
の代辦者である私たちが訴えるその聲
は、必ずや向うへ通ずるものと思いま
す。委員長のお考えはいかなるもので
ございましょうか。

○坂東委員長 その點はあとで御相談
します。

○松野委員 私は委員長にお願いした
いのですが、ただいまの大石委員の發
言に私たちも同意の點が多々あるの
だから、委員會の席上における委員の
發言に對しては、やはり委員會におい
て委員長は御答辭を願いたい。

○坂東委員長 それじゃお答えいたし
ますが、公選問題は相當困難であると
私は思います。

○大石(三)委員 その相當困難とはい
かなるものであるかということをお私
は聴きたい。

○坂東委員長 それは向うの考え方
です。

○大石(三)委員 そうすると市町村長
と公安委員とが結託して悪いことをし
ておつても、市町村民にはリコールの
權利も認められないことになる、こ
の公安委員というものはオールマイテ
イになる。そうすると市町村民が非常
に迷惑を蒙る。それを私はおそれるか
ら、これはぜひ公選にして欲しいと言
うのです。

○坂東委員長 その點は、今のところ
なか／＼困難です。

○松野委員 私くど／＼言うようです
が、すべてそういう委員長が修正案、
あるいは議員の希望案を、これは出し
てだめだつたとか、これは通つたと
か、あるいは委員長が質問されたもの
を、前もつてお伺いしておけばこうい
うことはなかつたが、今大石さんの希
望意見を、委員長は向うへ行つて述べ
られたけれども、だめだつた、これは
バツ、これはマル、これはサンカクと
いうぐあい、提出された議員の希望
を向うへ行つてはねられた、またある
議員の意見は、委員長がこれはだめだ
らうからやめたと、委員長の意思とし
てはいけけれども、委員會としては納
得できないことがある。委員長が、自
分で言いくいから私の代りに行つて
くれというところは結構だが、委員長個
人の意思を働かせることはやめて、委
員會の意思を働かせることは努めてら
わなければならぬ。少くとも大石委員
の言われること自體は別として、私も
同じ意見が多々もつてゐる。委員長

が、だめだろうと自分の解釋によつて
やられることは困る。委員長の御答辭
は伺いましたけれども、まだ／＼お伺
いできない點が多々あるんじゃない
か。この修正案も疑問をもつておりま
す。本日はからずとも多數の委員から
質問が出てゐる。明日討論採決はとて
もできるものじゃない。少くとも委員
として、信念をもつて討論採決するの
には、まだ／＼私はうんと審議しなけ
ればならない。急ぐ／＼とおつしやる
が、かかる重要なことは、議決した以
上は私たちの責任であり、國會の責任
である。

午後四時二分休憩

午後四時十五分開議

○坂東委員長 休憩前に引續き會議を
開きます。

地方自治法の一部を改正する法律案
について、ただいまより林地方局長よ
りその經過の説明を聴くことにいたし
ます。速記を止めて……

〔速記中止〕

○坂東委員長 それでは明日は午後一
時から理學會をやりまして、二時か
ら、委員會を開きます。

本日はこれをもつて散會いたしま
す。

午後五時五分散會

昭和二十三年一月十六日印刷

昭和二十三年一月十七日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局